

2022年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

次の（設例）を読んで、問（1）から（3）に答えなさい。

（設例）

Xは、観光のため京都を訪れ、徒歩で散策していたところ、京都市内の信号機のない十字路で、Yの運転する自動車と接触し、転倒して負傷した（以下「本件事故」という）。

Xは、Yに対し、本件事故によって生じた損害の賠償を求めたが、Yはこれに応じなかった。そこで、Xは、Yを被告として、不法行為に基づく損害賠償として、治療費等の200万円の支払を求める訴えを提起した（以下「本件訴訟」という）。

問（1）（配点：10点）

Xは名古屋市に住所を有しており、Yは大阪市に住所を有しているとした場合、大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所、京都地方裁判所の各裁判所に本件訴訟の管轄が認められるか、それぞれ説明しなさい。

問（2）（配点：15点）

本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、Xの友人である法科大学院生Zが、Xの手助けをしたいという理由で、X側に補助参加をする旨の申出をしたとする。この場合、Zの補助参加は認められるか、当事者から異議があった場合となかった場合とに分けて、検討しなさい。

（設例（続き））

本件訴訟においては、Yの過失の有無が争点となり、本件事故当時にYの運転する自動車がスピードを出し過ぎていたのかについて、両当事者から主張、立証がなされた。

審理の結果、裁判所は、本件事故当時にYの運転する自動車がスピードを出し過ぎていたと認定し、Yに過失があったと認めた一方で、Xにも、本件事故当時に飲酒酩酊しており左右をよく確認していなかったという過失があることを理由に、20パーセントの過失相殺をしたうえで、Xの請求を一部認容する判決を言い渡した（以下「本件判決」という）。

問（3）（配点：25点）

本件訴訟において、Xが本件事故当時に飲酒酩酊しており左右をよく確認していなかったという事実は証拠資料から認められるものの、そのような事実はXからもYからも一切主張されておらず、また、過失相殺についてもXからもYからも一切主張されていなかったとする。以上を前提とした場合、本件判決には問題がないか、検討しなさい。